

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成29年7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市大宮町口大野226番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京丹後市教育委員会 教育長 吉岡喜代和					
主たる業種	市町村機関				細分類番号	9 8 2 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号	
					<input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、平成27年度の温室効果ガスの排出量を4.0%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策会議により、平成25年度を基準とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,633.0 トン	3,228.8 トン	2,944.0 トン	3,075.0 トン	-15.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,633.0 トン	3,220.6 トン	2,935.8 トン	1,747.1 トン	-27.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	近年の猛暑に対応するため、小中学校に空調設備を設置する計画があり、平成28年度には中学校施設にて稼働させたため、その影響により使用電力量が増加した影響と分析している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	1.53	1.56	1.53	1.30	-4.36 パーセント
		事業活動に伴う排出の量					パーセント
	実績に対する自己評価	再配置等により延床面積は減少したが、平成28年度には中学校施設にて空調設備を本格稼働させ、また次年度以降順次小学校施設も空調設備を稼働させるため、今後新たな対策を講じる必要がある。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		20.0 セント	20.0 セント	21.0 セント	21.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	空調機器やOA機器等の適正管理や運用改善、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズの実施					
	(27)年度	空調機器やOA機器等の適正管理や運用改善、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズの実施					
	(28)年度	空調機器やOA機器等の適正管理や運用改善、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズの実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤定額代の全額支給等					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	市域が広く、利用できる公共交通機関が少ないため、自家用車を利用せず通勤できる職員に限られており、職員に浸透しているとは言い難い。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	5.5 トン	5.5 トン	5.5 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン			
合 計	8.3 トン	8.3 トン	8.3 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	1,319.7 トン	トン	トン	1,319.7 トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。